

令和5年 第11回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和5年11月13日					
3. 開催通知の期日	令和5年11月13日					
4. 招集期日	令和5年11月29日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	10	藤浦忠広	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	小古井英雄	出	13	小池俊治	出
	4	下田健志	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	欠	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	欠
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第23号 農地法施行規則第29条第1号による届出について

12. 提出議案

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第30号 競売農地の買受的確証明書（農地法第3条関係）について
 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第32号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

農業委員会慰労旅行についてのアンケート 当面の日程について

<開会>

会長代理 それでは、皆様、ご苦労さまです。これより、令和5年第11回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
本日の欠席ですが、山口剛委員、湯本貴文委員より欠席との連絡が入っておりますので、よろしく願いいたします。
それでは、招集者挨拶並び諸般の状況ということで、山本会長、よろしく願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 皆様、こんにちは。
だんだんと冬が近づいてきたみたいで、雪のほうも間もなく降り始めると思うんですけども、畑の農作業も、今、フジの収穫真っ最中ということで、大変忙しいところ、皆様に定例会ということでお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。今日も議案のほうはたくさんあるわけですけども、皆様のご協力をよろしく願いいたします。
今月ですけども、11月18日に町内、私の知る範囲だと、佐野、湯田中方面ぐらいしかちょっと見なかったんですけども、雹だか、あられみたいな感じで、どのぐらいかな、1分ぐらい続いたかなと思うんですけども、感じ的には、何か指で触ると硬くはなく、割と柔らかめであったような感じですけども、話を聞くと、リンゴのほうにも大きな被害はなかったような話をまた聞いております。よかったような感じではあります。
それと、21日にホクト文化ホールで第8回農業委員会大会ということで、県内外から大勢の農業委員、推進委員の方が、人数的には千二、三百人ぐらい集まったのではなかろうかということです。小谷村の発表会では、小谷村の最適化活動の取組ということで発表があり、小川村では地域計画の取組ということで、今後どのような形で遊休農地とかを地図に載せるかという話をさせていただきました。それと、講演会では、ウーマンファーマーズジャパンの佐藤可奈子氏の話ということで、冊子って配ってあるんですかね、大会の。その中をちょっとまた目を通していただければ、内容的には分かると思いますけれども、またよろしく願いいたします。
今日はお忙しい中、大変ありがとうございます。よろしく願いいたします。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。
それでは、議事進行を、山本会長、よろしく願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、始めさせていただきます。
4番の議事録署名委員の選任ですけども、
2番 湯本久万 委員
3番 小古井英雄 委員
よろしく願いいたします。

<議事>

議 長 5番の議事に入ります。
(1)報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月6件です。
1件目、農地所有者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇他2筆、現況地目、畑、現況面積1,517平米、あっせんの希望はございません。
2件目、農地所有者は、〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇ー〇他5筆、現況地目、他、現況面積5,490平米、あっせんの希望は一部ございます。
位置図を14ページにご用意しました。ご覧ください。あっせん希望農地ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にある農地5筆となります。
1ページに戻っていただき、3件目です。農地所有者は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇ー〇他1筆、現況地目、畑、現況面積995平米、あっせんの希望はございません。
4件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、現況面積479平米、あっせんの希望はございません。
5件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇他8筆、現況地目、畑、現況面積1万6,578平米、あっせんの希望はございません。
6件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇他2筆、現況地目、畑、現況面積6,942平米、あっせんの希望はございません。
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項ですけれども、何かご質問ある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。

(2)報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月2件です。
1件目、所在地が大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑、面積5,461平米、通知人、賃貸人が〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ所有権移転するためとなっております。
2件目、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は田、面積1,223平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃貸人から返還を求められたためとなっております。
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、次に進みます。

(3) 報告第23号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。報告第23号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、こちらは自分の農地に農業用倉庫等を建てるという案件で、今月1件ございます。

農地の所在地ですが、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇一〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は285平米、農地区分は2種農地に該当しまして、申請事由は、農業用倉庫の建築ということでございます。申請人ですが、〇〇〇の〇〇〇、事由の詳細ですが、農業用資材、果実の貯蔵用冷蔵庫設置のためということで、位置図ですが、資料15ページですね。申請農地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から東200メートルに位置する、申請人の住宅に続く農地でございます。そのほかの資料として、16ページに公図の写し、17ページにこの倉庫の立面図、断面図を載せてございます。以上、報告します。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項ですけれども、ご質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。

(4) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月3件です。

1件目ですが、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1,624平米、家族総数2、稼働人員2、受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1,094平米、家族総数2、稼働人員2、申請地が大字戸狩字〇〇〇〇〇一〇、現況地目は畑、面積412平米、契約内容は売買で、価格は20万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため経営規模の縮小、受人につきましては、野菜の作付で経営規模の拡大となっています。

位置図を18ページ、公図を19ページに載せております。場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇〇〇から150メートルほど北東に位置する農地となります。

2件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積5,980平米、耕作面積5,759平米、家族総数1、稼働人員1、受人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万1,446平米、家族総数3、稼働人員2、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇他7筆、現況地目は畑、宅地、田となります。合計面積5,980平米、契約内容は贈与であります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため廃業、受人につきましては、ブドウの作付で経営規模の拡大となっております。

位置図を20ページから22ページ、公図を23ページから28ページに載せております。場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から300メートルほど北西に位置する農地と、渡人の所有する住宅周辺にある農地他となります。

戻りまして、3件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積3万6,784平米、耕作面積2万9,323平米、家族総数2、稼働人員2、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積2万3,619平米、耕作面積2万7,346平米、家族総数3、稼働人員3、申請地が大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑、面積1,173平米、契約内容は売買で、価格は60万円となります。理由ですけれども、渡人につしまし

ては、受人から農地集約の協力を求められたため、受人につきましては、野菜の作付で経営規模の拡大となっています。

位置図を29ページ、公図を30ページに載せております。場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から450メートルほど東に位置する農地となります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
この許可申請についての補足説明をお願いします。
1番の案件について、下田健志委員、お願いいたします。

下田健志委員 これは、位置図のところなんですけれども、〇〇、山のところの上から歩いて下りてきたところの横にある、下のところなんですけれども、現状はもう草ぼうぼうになっているところでありましてこちらのほうに、〇〇〇〇さんですか、旅行関係やってらるって話なんですけどお聞きしたら、箱山のトンネル下の農地を借りられるということでもあります。今度はまた、そこのところを、〇〇さんのほうがこえることで、このたび売買をした中で、また畑に下る道もまた造るということの中で、草を切って畑をやられるということでもあります。また、今この辺もう草ぼうぼうになって、やっぱり話を聞くと、ハクビシンが出るだの何だのというようなこともありますので、山際のところもまたきれいに草でも刈って畑でもやっていたいただければ、ほかの畑にも迷惑かけないかなということも思いまして、特段お話の中で、野菜をやるということであるので問題ないと思いますので、そのように皆さんのほうもご検討をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
1番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、ただいまの案件について賛成の方は挙手を願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇さんは病気で、今、施設に入っておられます。収入がないため、保護を受けるために財産をちょっと処分しなきゃいけないということで、本家である〇〇さんのところで試したわけです。〇〇さんがブドウなりやりたいという話ですが、いろいろ、勤めていたり、親がやったりして、ちょっと大変だと思うんですけれども、そういう事情ですので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、補足説明を湯本久万委員、申し上げます。

湯本久万委員 受人の〇〇〇〇さん、この売買する畑の隣接にまとまったブドウ畑がありまして、子供が多いので、そこでこの畑を買って、しばらく野菜の作付をして、いずれはブドウを作っていく予定と聞いております。
〇〇さんも労働力不足から、かなり小さな畑を〇〇さんのほうにお任せしたいということ聞いておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
次に進みます。
(5) 議案第30号 競売農地の買受適格証明願(農地法第3条関係)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料5ページお願いします。議案第30号 競売農地の買受適格証明願(農地法第3条関係)についてです。
初めに、農地の競売、公売による買受適格証明について説明いたします。
買受適格証明は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対して提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であるということを証明するものです。農地の競売や公売に参加できるのは、3条許可が受けられる人、つまり農家要件を満たす人に限られますが、農家要件を満たさない人が落札するという想定され、結果的に競売、公売がやり直しとなるおそれがあります。そこで、競売、公売が行われる前に、あらかじめ参加資格を農業委員会が審査し、落札後はスムーズに所有権移転が行われるようにするために、買受適格証明の制度があります。
今回の案件は、そうした制度に基づくものになります。
願出人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積2,358平米、耕作面積413平米、家族総数3、稼働人員2、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、現況地目は田と畑、合計面積1,125平米。理由ですけれども、競売物件となっている宅地及び建物等に付属している農地も取得するため、落札後は野菜の作付予定となっております。
位置図を31ページ、公図を32ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地となります。
以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、適格であると考えます。
なお、落札後は3条許可申請が必要となりますが、当該証明書の交付時と事情が異なっていないと認められる場合は許可といたします。
ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
この案件について、福井委員、よろしく願います。

福井委員 〇〇さんは〇〇〇〇に住んでおられましたが、4年ほど前に〇〇〇〇の温泉旅館を購入し、現在は経営しているようすけれども、野菜作りがしたいということで農地を探していたところ、ここの物件が非常にいいので取得したいと考えております。これまでも、〇〇〇の畑にしょっちゅう行かれています。野菜等を作られ、旅館の食材になるんじゃないかと出すことで、これからは競売農地でたくさん作れるのは大変魅力的であり、いろいろ特段に問題はないと思われれます。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
この案件について、質問ある方は挙手願います。(なし)
小古井委員。

小古井委員 直接は関係ないんですけども、競売に出たときに、農地も一緒にくっついてくるということは、この許可を取らないといけないということなんですか。

事務局 農地の競売の場合は、一応しなくてはいけない。

小古井委員 先月の会議で、〇〇の〇〇さんのところの畑の話があつて、角地の建物と近くにあった農地があつて、それを一緒に買うからということで、この会議に出たと思うんだけれども、そのケースとこのケースとはどこが違うんですか。

事務局 競売になって、競売にかけた農地ですね、ここは。

小古井委員 競売になった場合のみ、こういうことになる。

事務局 はい。

小古井委員 分かりました、はい。ありがとうございます。

議 長 ほかに質問のある方。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
続いて、(6) 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料6ページをお願いします。議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について、こちらはご自身での農地を、自分の手によって農地転用するというもので、今月1件ございます。
所在地ですが、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇一〇、地目は台帳、現況ともに田、面積は217平米、農地区分は3種農地に該当しまして、申請事由として、駐車場の造成ということになります。申請人ですが、〇〇〇〇〇、事由の詳細ですが、現在の駐車場が手狭になったため、住宅に隣接する農地を転用し、駐車場として利用するという事でございます。
位置図ですが、資料33ページになります。〇〇〇〇〇〇〇から北に250メートルの農地で、申請人の住宅に隣接する農地となっております。公図の写しですが、34ページにつけてございます。
よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございました。
下田和浩さんの補足説明お願いいたします。

下田和浩委員 33ページの公図を見ていただくと、ちょっとここ、地域委員の家の前から上に300メートルぐらい、国道に接地する歩道が今年造られまして、きれいに整備されました。それで、ここの〇〇さんの自宅の出入り口のところが、その歩道が整備されたことによって手狭になってしまいまして、出入りがちょっと厳しい状況になってしまいました。ここがちょうどカーブに当たって、二、三メートルぐらいですかね、ここの左側の道の田んぼのところ、歩道のところにも車がかからないようにということで、隣の田んぼのところを駐車場にして、安全に車を止めているというところ

議 長 ありがとうございます。
この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、湯本久万委員、補足説明お願いいたします。

湯本久万委員 ○○さんは高齢で、うちではお一人ということで、畑仕事全部できないということで、以前からこの畑は○○さんが作られていて、手入れもよくされていますので、問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
議事につきましては、これで全て終了いたします。ご協力ありがとうございます。

会長代理 山本会長、議事進行ありがとうございました。

<その他> 農業委員会慰労旅行についてのアンケート
当面の日程について

会長代理 ありがとうございます。以上をもちまして第11回山ノ内町農業委員会定例総会
を閉会いたします。皆様ご苦労さまでした。

閉会 午後4時51分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
